

鹿 児 島 県 公 報

平成26年12月24日（水）第3071号の5



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	
○職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則（※）	（人事課取扱い） 1
○単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（※）	（人事課取扱い） 8
○鹿児島県職員の通勤手当支給規則等の一部を改正する規則（※）	（人事課取扱い） 15
訓 令	
○鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令（※）	（人事課取扱い） 15
告 示	
○非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額の一部改正（※）	（人事課取扱い） 18

規 則

職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第52号

職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給料の調整額に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給料の調整額に関する規則（昭和32年鹿児島県規則第76号）の一部を次のように改正する。

別表第2アの表1級の項中「6,500円」を「6,600円」に、「6,102円」を「6,192円」に、「6,151円」を「6,241円」に、「6,205円」を「6,295円」に、「6,255円」を「6,345円」に、「6,304円」を「6,394円」に、「6,354円」を「6,444円」に、「6,403円」を「6,493円」に、「6,453円」を「6,543円、9号給6,592円」に改め、同表2級の項中「8,400円」を「8,500円」に、「8,361円」を「8,446円」に改め、同表6級の項中「11,100円」を「11,200円」に改め、同表7級の項中「12,000円」を「12,100円」に改める。

別表第2イの表1級の項中「。ただし、1号給10,696円」を削り、同表4級の項中「15,500円」を「15,600円」に改める。

別表第2ウの表4級の項中「9,600円」を「9,700円」に改め、同表6級の項中「11,200円」を「11,300円」に改める。

別表第2エの表1級の項中「8,000円」を「8,100円」に、「6,898円」を「7,002円」に、「6,961円」を「7,065円」に、「7,029円」を「7,132円」に、「7,092円」を「7,195円」に、「7,155円」を「7,258円」に、「7,222円」を「7,326円」に、「7,290円」を「7,393円」に、「7,357円」を「7,461円」に、「7,416円」を「7,519円」に、「7,492円」を「7,596円」に、「7,564円」を「7,668円」に、「7,636円」を「7,740円」に、「7,704円」を「7,807円」に、「7,794円」を「7,897円」に、「7,884円」を「7,987円」に、「7,974円」を「8,077円」に改め、同表2級の項中「8,122円」を「8,230円」に、「8,217円」を「8,325円」に、「8,311円」を「8,419円」に、「8,406円」を「8,514円」に、「8,500円」を「8,608円」に、

「8,608円」を「8,712円」に、「8,712円」を「8,815円」に、「8,815円」を「8,919円」に、「8,923円」を「9,027円」に、「8,986円」を「9,090円」に、「9,049円」を「9,153円」に、「9,112円」を「9,216円」に、「9,175円」を「9,279円」に、「9,243円, 15号給9,310円, 16号給9,378円」を「9,346円」に改め、同表5級の項中「10,300円」を「10,400円」に改める。

（鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則の一部改正）

第2条 鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則（昭和36年鹿児島県規則第119号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項職員	3 項職員	4 項職員
	1 種	2 種	3 種			
	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	412,200	366,700	307,000	50,300	100,000	30,000
1年以上2年未満	412,200	366,700	307,000	50,300	100,000	30,000
2年以上3年未満	412,200	366,700	307,000	50,300	100,000	30,000
3年以上4年未満	412,200	366,700	307,000	50,300	100,000	30,000
4年以上5年未満	412,200	366,700	307,000	50,300	100,000	30,000
5年以上6年未満	412,200	366,700	307,000	50,300	90,000	30,000
6年以上7年未満	412,200	366,700	307,000	48,500	80,000	30,000
7年以上8年未満	412,200	366,700	307,000	46,700	60,000	30,000
8年以上9年未満	412,200	366,700	307,000	44,900	40,000	30,000
9年以上10年未満	412,200	366,700	307,000	43,100	20,000	30,000
10年以上11年未満	412,200	366,700	307,000	41,300		25,000
11年以上12年未満	412,200	366,700	307,000	39,500		20,000
12年以上13年未満	412,200	366,700	307,000	37,700		15,000
13年以上14年未満	412,200	366,700	307,000	35,900		10,000
14年以上15年未満	412,200	366,700	307,000	34,500		5,000
15年以上16年未満	412,200	366,700	307,000	33,100		
16年以上17年未満	407,800	362,700	303,700	31,700		
17年以上18年未満	403,400	358,700	300,400	30,300		
18年以上19年未満	399,000	354,700	297,100	28,900		
19年以上20年未満	394,600	350,700	293,800	27,500		
20年以上21年未満	390,200	346,700	290,500	26,100		
21年以上22年未満	370,800	329,800	276,700	25,500		
22年以上23年未満	351,000	312,600	262,700	24,900		
23年以上24年未満	331,700	295,900	249,200	23,900		
24年以上25年未満	312,300	279,000	235,300	23,300		
25年以上26年未満	292,800	262,100	221,600	22,700		
26年以上27年未満	270,100	241,300	204,000	22,100		
27年以上28年未満	247,900	220,900	186,900	21,500		
28年以上29年未満	225,500	200,500	169,600	20,700		
29年以上30年未満	202,700	179,700	152,000	20,400		
30年以上31年未満	177,900	157,800	134,000	20,000		
31年以上32年未満	153,000	135,900	115,700	19,400		
32年以上33年未満	128,400	114,200	97,800	18,500		
33年以上34年未満	90,300	82,300	71,800	17,600		
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	16,900		

（鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正）

第3条 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和44年鹿児島県規則第50号）の一

部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「100分の80以上100分の135」を「100分の99以上100分の165」に、「100分の104以上100分の175」を「100分の123以上100分の205」に改め、同項第2号中「100分の73以上100分の80」を「100分の90以上100分の99」に、「100分の95以上100分の104」を「100分の112以上100分の123」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の66」を「100分の81」に、「100分の86」を「100分の101」に改める。

第15条第1項各号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

(初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部改正)

第4条 初任給，昇格，昇給等に関する規則（昭和60年鹿児島県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第6アの表中

「	69	「	68	「	51	「	50
	69		69		51		51
	70		69		51		51
	70		69		52		51
	71		70		52		51
	71		70		52		52
	72	を	70	に，	52	を	52
	72		71		53		52
	73		71		53		52
	73		71		53		52
	74		72		53		53
	74		73		54		53
	75		74		54		53
」	」	」	」	」	55	」	53

別表第6イの表中

「	27	「	26
	27		26
	28		27

62	61		28	27
62	62		29	27
62	62	47	29	28
63	62	47	29	28
63	62	48	30	28
63	63	48	30	29
64	63	49	30	29
64	63		31	29
64	63		31	30
64	63		31	30
65	64		32	30
			32	31
			32	31
			33	31

を に、 を に、 を に改める。

別表第6オの表中

90	89	86	85
90	90	86	86
90	90	87	86
91	90	87	86
91	90	87	87
91	91	88	87
92	91	88	87
92	91	89	88

92	91	89	88	43	42
93	92	89	88	43	43
93	92	90	88	43	43
93	92	90	89	43	43
93	92	90	89	44	43
94	93	91	89	44	43
94	93	91	90	44	44
94	93	91	90	44	44
94	93	91	90	45	44
95	94	92	90	45	44
95	94	92	90	45	44
95	94	92	91	46	45
95	94	92	91	46	45
96	95	93	91	47	45
96	95	93	91		
96	95	93	91		
96	95	93	92		
97	96	94	92		
97	96	94	92		
98	96	94	92		
98	96	94	92		
99	97	95	93		
		95	93		
		95	93		

を に, を に, を に改める。

別表第6カの表中

「	14	」	「	13	」		「	26	」	「	25	」	「	38	」	「	37	」
	15			14				26			26			38			38	
	16			14				26			26			38			38	
	17			15				26			26			39			38	
	17			15				27			26			39			38	
	17			16				27			26			39			39	
	18	を		16	に,			27	を		26	に,		40	を		39	に,
	18			17				27			27			40			39	
	18			17				28			27			40			40	
	18			17				28			27			40			40	
	19			18				28			27			41			40	
	19			18				28			27			41			40	
	19			19				29			28			41			40	
	20	」		19	」									41			41	
														41			41	
														41			41	
														41			41	
														42			41	
														42			41	
														42			41	
「	50	」																
「	49	」																

51 を 49 に改める。

（県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則の一部改正）

第5条 県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則（平成16年鹿児島県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

22	21
22	22
23	22
23	22
24	23
24	23
25	23
25	24
25	24
26	24
26	25
26	25
27	26
27	26
27	27
28	27

を に改める。

附 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の職員の給料の調整額に関する規則の規定、第2条の規定による改正後の鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則の規定、第4条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の初任給等規則」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則の規定は平成26年4月1日から、第3条の規定による改正後の鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（以下「改正後の期末手当等支給規則」という。）の規定並びに次項の規定及

び附則第6項の規定による改正後の職員に対する被服類貸与規則等の一部を改正する規則（平成23年鹿児島県規則第24号）の規定は平成26年12月1日から適用する。

（勤勉手当の成績率の特例）

- 3 当分の間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員以外の職員に対する改正後の期末手当等支給規則第14条の規定の適用については、同条第1項第1号中「100分の99以上100分の165以下」とあるのは「100分の81」と、「100分の123以上100分の205以下」とあるのは「100分の101」と、同項第2号中「100分の90以上100分の99未満」とあるのは「100分の81」と、「100分の112以上100分の123未満」とあるのは「100分の101」とする。

（平成26年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 4 平成26年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給等規則の規定による号給が第4条の規定による改正前の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給等規則の規定にかかわらず、同条の規定による改正前の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定による号給とするものとする。

（施行日から平成27年3月31日までの間における異動者の号給）

- 5 施行日から平成27年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

（職員に対する被服類貸与規則等の一部を改正する規則の一部改正）

- 6 職員に対する被服類貸与規則等の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。
附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

.....

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第53号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和32年鹿児島県規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条，第3条関係）

現 業 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	123,900	175,000	197,000	249,500	281,000
	2	124,800	176,500	198,400	250,900	282,900
	3	125,800	178,000	199,800	252,200	284,700
	4	126,700	179,500	201,200	253,500	286,600
	5	127,700	180,900	202,600	254,600	288,500
	6	128,700	182,400	204,100	255,900	290,400
	7	129,700	183,900	205,500	257,200	292,200
	8	130,700	185,400	207,000	258,500	294,100
	9	131,500	186,900	208,500	259,600	295,800
	10	132,500	188,100	210,100	260,900	297,600
	11	133,500	189,400	211,700	262,200	299,400
	12	134,600	190,600	213,300	263,500	301,200
	13	135,400	192,000	214,700	264,600	302,800
	14	136,400	193,100	216,400	265,800	304,500
	15	137,400	194,300	218,100	267,000	306,200
	16	138,400	195,500	219,700	268,100	307,800
	17	139,500	196,700	221,100	269,200	309,400
	18	140,700	197,900	222,300	270,400	311,100
	19	141,900	198,900	223,500	271,500	312,800
	20	143,100	200,000	224,700	272,600	314,500
	21	144,200	201,000	226,000	273,600	315,800
	22	145,400	202,200	227,600	274,700	317,200
	23	146,600	203,400	229,200	275,800	318,600
	24	147,800	204,500	230,800	276,900	320,100
	25	149,000	205,700	232,400	278,000	321,600
	26	150,500	207,000	233,900	279,100	323,100
	27	152,000	208,300	235,400	280,200	324,600
	28	153,500	209,600	236,900	281,300	326,000
	29	154,900	210,900	238,300	282,400	327,600
	30	156,400	212,200	239,700	283,500	328,900
	31	157,900	213,500	241,100	284,500	330,200
	32	159,400	214,800	242,400	285,500	331,400
	33	160,900	215,500	243,600	286,400	332,500
	34	162,700	216,900	245,000	287,500	333,500
	35	164,500	218,200	246,300	288,600	334,600
	36	166,300	219,600	247,700	289,700	335,800
	37	168,100	220,700	249,000	290,400	337,000
	38	169,800	222,000	250,400	291,300	338,200
	39	171,500	223,300	251,800	292,200	339,400
	40	173,200	224,500	253,200	293,200	340,600
	41	174,800	225,600	254,400	294,100	341,700
	42	176,200	226,800	255,700	295,100	342,900
	43	177,600	228,000	257,000	296,100	344,100
44	179,000	229,200	258,300	297,000	345,300	

45	180,500	230,400	259,300	297,800	346,200
46	181,900	231,600	260,400	298,700	347,300
47	183,300	232,800	261,600	299,600	348,400
48	184,700	233,900	262,800	300,500	349,500
49	186,000	235,100	264,100	301,200	350,600
50	187,200	236,300	265,300	301,900	351,600
51	188,300	237,500	266,500	302,700	352,600
52	189,500	238,700	267,500	303,500	353,600
53	190,600	239,800	268,600	304,100	354,500
54	191,700	240,800	269,800	304,900	355,400
55	192,800	241,800	271,000	305,600	356,300
56	193,900	242,800	272,200	306,300	357,200
57	195,000	243,800	273,200	307,000	358,000
58	196,000	244,800	274,300	307,800	358,900
59	197,100	245,800	275,400	308,600	359,800
60	198,100	246,800	276,400	309,300	360,700
61	199,200	247,800	277,500	309,900	361,500
62	200,100	248,700	278,600	310,600	362,400
63	201,000	249,600	279,700	311,300	363,300
64	201,900	250,500	280,800	312,000	364,200
65	202,600	251,500	281,700	312,500	364,800
66	203,400	252,300	282,500	313,100	365,400
67	204,200	253,100	283,300	313,700	366,000
68	205,000	253,800	284,200	314,300	366,600
69	205,500	254,600	285,100	314,900	367,000
70	206,100	255,200	285,900	315,300	
71	206,500	255,800	286,700	315,800	
72	207,100	256,300	287,400	316,300	
73	207,700	256,600	288,200	316,600	
74	208,400	257,000	289,000	317,100	
75	209,100	257,500	289,800	317,600	
76	209,900	258,000	290,600	318,100	
77	210,200	258,600	291,200	318,300	
78	210,900	259,000	291,800	318,700	
79	211,600	259,500	292,300	319,100	
80	212,300	260,000	292,700	319,500	
81	213,000	260,300	293,100	319,900	
82	213,700	260,600	293,600	320,300	
83	214,400	260,900	294,100	320,700	
84	215,100	261,200	294,600	321,100	
85	215,800	261,400	295,000	321,400	
86	216,500	261,800	295,600	321,800	
87	217,200	262,100	296,200	322,200	
88	217,900	262,400	296,800	322,500	
89	218,400	262,600	297,100	322,800	
90	219,000	262,800	297,600	323,200	
91	219,600	263,200	298,100	323,500	
92	220,200	263,400	298,600	323,900	

	93	220,600	263,700	299,000	324,100	
	94	221,100	264,100	299,500	324,400	
	95	221,600	264,500	300,000	324,700	
	96	222,100	264,900	300,500	325,100	
	97	222,700	265,100	300,800	325,400	
	98	223,200	265,400	301,200	325,700	
	99	223,700	265,600	301,700	326,000	
	100	224,200	265,900	302,200	326,300	
	101	224,800	266,200	302,600	326,600	
	102	225,300	266,400	303,000		
	103	225,900	266,700	303,400		
	104	226,500	267,000	303,800		
	105	226,900	267,200	304,100		
	106	227,400	267,400	304,500		
	107	227,900	267,700	304,900		
	108	228,300	267,900	305,300		
	109	228,500	268,200	305,600		
	110	228,900	268,500	306,000		
	111	229,400	268,800	306,400		
	112	229,900	269,000	306,800		
	113	230,300	269,200	307,000		
	114	230,800	269,500	307,400		
	115	231,300	269,700	307,800		
	116	231,800	269,900	308,100		
	117	232,100	270,200	308,400		
	118	232,500	270,500	308,800		
	119	232,900	270,800	309,100		
	120	233,300	271,100	309,400		
	121	233,700	271,200	309,600		
	122		271,500	310,000		
	123		271,800	310,300		
	124		272,100	310,600		
	125		272,200	310,800		
	126		272,500	311,200		
	127		272,800	311,500		
	128		273,100	311,800		
	129		273,200	312,000		
	130		273,500	312,400		
	131		273,800	312,800		
	132		274,100	313,200		
	133		274,200	313,400		
	134		274,500			
	135		274,800			
	136		275,100			
	137		275,200			
再任用職員		191,700	202,900	225,000	246,200	277,900

別表第5中

「	55	「	54	「	62	「	61	「	77	「	76
55	55	55	55	62	62	62	62	62	77	76	76
55	55	55	55	62	62	62	62	62	77	76	76
56	56	55	55	63	63	62	62	62	77	76	76
56	56	55	55	63	63	62	62	62	77	76	76
56	56	56	56	64	64	63	63	63	78	77	77
57	57	56	56	64	64	63	63	63	78	77	77
57	57	56	56	65	65	64	64	64	78	78	77
57	57	56	56	65	65	64	64	64	78	77	77
58	58	57	57	66	66	65	65	65	78	77	77
58	58	57	57	66	66	65	65	65	78	77	77

を に、 を に、 を に、

58
58
59
59

」

57
57
58
58

」

68
69
69
69
69
69
70
70
70
70
70
70
70
70
70
70
70
70
70
71
71
71

」

67
68
68
68
68
68
69
69
69
69
69
69
69
69
69
70
70
70
70
70
70
70
70
70

」

79
79
79
79

」

77
77
77
77

」

30
30
31
31
32
32

29
30
30
30
31
31

39
39
39

38
39
39

33	を	31	に、	39	を	39	に改める。
33		32		39		39	
33		32		40		39	
33		32		40		39	
34		33		40		40	
34		33		40		40	
34		33		40		40	
34		34		41		40	
35		34		41		40	
35		34		41		40	
35		35					
35		35					
36		35					

別表第7の1級の項中「5,900円」を「6,000円」に、「5,472円」を「5,575円」に、「5,512円」を「5,616円」に、「5,557円」を「5,661円」に、「5,598円」を「5,701円」に、「5,643円」を「5,746円」に、「5,688円」を「5,791円」に、「5,733円」を「5,836円」に、「5,778円」を「5,881円」に、「5,814円」を「5,917円」に、「5,859円」を「5,962円」に改め、同表の3級の項中「8,400円」を「8,500円」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 改正後の規則別表第1及び別表第7の規定を適用する場合には、改正前の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第1及び別表第7の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則別表第1及び別表第7の規定による給与の内払とみなす。
- 平成26年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則別表第5の規定による号給が改正前の規則別表第5の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第5の規定にかかわらず、改正前の規則別表第5の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

5 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年鹿児島県条例第59号）の適用を受ける職員の例による。

鹿児島県職員の通勤手当支給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第54号

鹿児島県職員の通勤手当支給規則等の一部を改正する規則

（鹿児島県職員の通勤手当支給規則の一部改正）

第1条 鹿児島県職員の通勤手当支給規則（昭和33年鹿児島県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項第3号中「自己啓発等休業をし」の次に「、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし」を加え、同条第2項各号中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項各号中「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が」を「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が」に、「すべて」を「全て」に改める。

第16条の4第2項中「自己啓発等休業をし」の次に「、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし」を加える。

（鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正）

第2条 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和44年鹿児島県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員として在職した期間

（鹿児島県職員退職手当支給規則の一部改正）

第3条 鹿児島県職員退職手当支給規則（昭和60年鹿児島県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1条の5第1号中「又は」を「、」に、「のあつた休職月等（」を「又は地公法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業により現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等（」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第1条中鹿児島県職員の通勤手当支給規則第16条の2の改正規定（同条第1項第3号の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

訓 令

鹿児島県訓令第5号

鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令

鹿児島県職員服務規程（昭和35年鹿児島県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第15条の5の次に次の見出し及び3条を加える。

（配偶者同行休業の承認等）

第15条の6 職員は、鹿児島県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年鹿児島県条例第61号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第5条又は第6条第1項の規定により、配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）の承認又はその期間の延長を申請しようとするときは、配偶者同行休業承認申請書（別記第9号様

式の11)を配偶者同行休業を始めようとする日又は配偶者同行休業の期間を延長しようとする日の1月前までに知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、知事はその事由を確認する必要があると認めて指示したときは、当該職員は、証明書類を提出しなければならない。

第15条の7 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき、又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（配偶者同行休業条例第7条第3号に該当したことにより配偶者同行休業の承認が取り消されたときを除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

第15条の8 配偶者同行休業を承認する場合、配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合及び配偶者同行休業をしている職員を職務に復帰させる場合は、別に定めるところにより、辞令を交付するものとする。

第21条中「自己啓発等休業」の次に「，配偶者同行休業」を加え、「立会のもと」を「立会の下」に改める。

別記第9号様式の10の次に次の1様式を加える。

第9号様式の11（第15条の6関係）

配 偶 者 同 行 休 業 承 認 申 請 書

年 月 日	
鹿児島県知事 殿	
所属 職名 氏名 印 （職員番号）	
次のとおり配偶者同行休業（期間の延長）の承認を申請します。	
1 申請の内容	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業 <input type="checkbox"/> 配偶者同行休業期間の延長
2 申請に係る配偶者	氏 名
	職 業
	申請時の所属先の名称 （所在地）
	外国滞在事由
	外国滞在中の所属先の名称 （所在地）
外国滞在事由の継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）	
4 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 既に配偶者同行休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考	

注 1 次の内容が確認できる書類を添付すること。

- (1) 配偶者の外国滞在事由及び期間
- (2) (1)の内容に関する照会先

2 「職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」の欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め、届け出ること。

3 「備考」の欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由及び休業期間）、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他知事が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。

4 該当する□には、レ印を記入すること。

別記第16号様式を削る。

附 則

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。ただし、別記第16号様式を削る改正規定は、平成26年12月24日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第1182号

平成17年3月29日鹿児島県告示第497号（非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額）の一部を次のように改正し、平成26年12月24日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成26年4月1日から適用する。

改正後の告示の規定を適用する場合においては、改正前の告示の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の告示の規定による報酬の内払とみなす。

平成26年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表を次のように改める。

区 分		報 酬 額	
知事公 室	広報アシスタント	日額 6,930円以内	
	資料調査補助員	日額 6,880円以内	
総務部	かごしま県民交流センター館長	月額 550,000円以内	
	共生・協働推進専門員	日額 7,930円以内	
	教務補助員	日額 7,350円以内	
	県政情報相談員	日額 7,030円以内	
	県税事務相談員	日額 8,670円以内	
	県税事務補助員	日額 7,030円以内	
	交通事故相談員	月額156,580円以内又は日額7,860円以内	
	公報編集員	日額 7,030円以内	
	私立学校事務補助員	日額 7,030円以内	
	施設管理事務補助員	日額 7,400円以内	
	消費生活相談支援員	日額 9,890円以内	
	消費生活相談専門員	日額 9,890円以内	
	消費生活調査員	日額 8,770円以内	
	情報公開・個人情報 保護審査会委員	会長	日額 20,000円以内
		委員	日額 17,000円以内
	職員カウンセラー	日額 10,450円以内	
	食品表示指導員	日額 7,930円以内	
	資料調査編集員	月額 137,490円以内	
	政治資金事務補助員	日額 7,030円以内	
	青少年育成指導員	月額 137,490円以内	
	選挙事務調査員	月額 206,450円以内	
	男女共同参画相談員	日額 7,120円以内	
	展示解説員	月額 137,490円以内	
	ふるさと交流推進専門員	日額 12,300円以内	
	文化振興指導員	月額 137,490円以内	
	文書管理補助員	日額 7,030円以内	
	文書事務補助員	日額 8,670円以内	
	幼保連携事務専門員	日額 7,030円以内	
	歴史資料センター黎明館館長	月額 600,000円以内	
	企画部	航空対策専門員	日額 7,030円以内

環境林 務部	統計調査員	日額	6,850円以内	
	疫学調査員	日額	7,930円以内	
	鹿児島県管理型処分場整備特別顧問	月額	100,000円以内	
	県営林管理補助員	日額	5,650円以内	
	県有林管理専門員	日額	9,140円以内	
	公害健康被害診療報酬審査委員	日額	8,350円以内	
	公害健康被害認定審 査会委員	会長	日額	57,200円以内
		副会長	日額	54,900円以内
		委員	日額	52,600円以内
	公害審査会委員	あっせん委員	日額	20,000円以内
		調停委員	日額	20,000円以内
		仲裁委員	日額	20,000円以内
	公害紛争処理専門調査委員	日額	10,960円以内	
	公害保健推進員	日額	7,930円以内	
	産業廃棄物適正処理監視指導員	日額	7,930円以内	
	鳥獣保護員	日額	5,650円以内	
	水俣病検診専門委員	日額	40,000円以内	
保健福 祉部	医療給付専門指導員	日額	12,590円以内	
	医療扶助専門指導員	日額	6,960円以内	
	受付相談員	日額	6,750円以内	
	援護業務相談員	日額	7,460円以内	
	介護保険審査会専門調査員	日額	13,570円以内	
	介護保険報酬専門指導員	日額	7,930円以内	
	鹿児島県医療安全支援センター相談員	日額	7,930円以内	
	鹿児島県地域医師育成特別顧問	月額	100,000円以内	
	鹿児島県地域医療研修特別顧問	月額	100,000円以内	
	家庭相談員	月額	88,550円以内	
	狂犬病予防員	日額	12,860円以内	
	後期高齢者医療制度専門員	月額	437,000円以内	
	高次脳機能障害者支援員	日額	7,930円以内	
	国民健康保険指導監査専門医	日額	18,650円以内	
	子ども支援員	日額	8,230円以内	
	こども総合療育センター非常勤看護師	日額	7,120円以内	
	里親推進員	日額	8,230円以内	
	自殺対策調整員	日額	7,930円以内	
	児童生活指導員	月額	180,360円以内	
	児童福祉相談員	日額	7,450円以内	
	就労支援員	日額	7,740円以内	
	障害者くらし安心相談員	日額	7,930円以内	
	食肉衛生検査補助員	日額	6,930円以内	
	食肉検査員	日額	16,180円以内	
	心理カウンセラー	日額	7,030円以内	
	精神保健指定医	日額	13,570円以内	
	電話相談員	日額	7,450円以内	
	動物愛護専門員	日額	6,930円以内	
	難病相談・支援センター社会福祉相談員	日額	7,450円以内	
	難病相談・支援センター所長	日額	22,500円以内	
	難病相談・支援センター保健相談員	日額	7,930円以内	
	パーキングパーミット制度推進員	日額	7,030円以内	

	ハブ対策専門員	日額 11,380円以内	
	非常勤医師	1時間につき9,500円以内	
	非常勤作業療法士	日額 8,670円以内	
	非常勤獣医師	日額 12,860円以内	
	非常勤宿直員	日額 6,880円以内	
	非常勤心理指導員	日額 7,030円以内	
	非常勤心理判定員	日額 7,030円以内	
	非常勤聴能言語訓練士	日額 7,120円以内	
	非常勤理学療法士	日額 8,670円以内	
	非常勤臨床検査技師	日額 8,670円以内	
	福祉推進員	日額 7,030円以内	
	婦人相談員	月額 162,650円以内	
	保健相談員	日額 7,930円以内	
	母子自立支援員	月額 167,320円以内	
	輸出水産食品検査員	日額 7,930円以内	
商工労働水産部	鹿児島県観光振興特別顧問	月額 120,000円以内	
	鹿児島県国際交流特別顧問	月額 100,000円以内	
	観光広報アシスタント	日額 6,930円以内	
	企画研修指導員	日額 8,170円以内	
	企画情報専門員	日額 8,670円以内	
	漁業権実態調査専門員	日額 7,930円以内	
	国際交流員	月額 380,000円以内	
	債権管理事務補助員	日額 7,030円以内	
	就職相談・支援員	日額 7,740円以内	
	巡回就職支援指導員	日額 7,740円以内	
	障害者就業開拓推進員	日額 6,750円以内	
	障害者職業訓練コーチ	日額 7,740円以内	
	障害者職業訓練コーディネーター	日額 7,740円以内	
	障害者職業能力開発プロモーター	日額 7,740円以内	
	職業訓練等推進員	日額 7,740円以内	
	職業指導員	日額 14,970円以内	
	職業能力開発校寮監	月額 158,000円以内	
	進出企業アドバイザー	日額 7,930円以内	
	水産研究業務補助員	日額 6,840円以内	
	精神保健カウンセラー	日額 7,450円以内	
	知的財産活用推進員	日額 11,290円以内	
	特別労働相談員	日額 15,000円以内	
	ふるさと人材相談員	日額 9,640円以内	
	ふるさと特産運動推進指導員	月額 180,360円以内	
	離職者訓練推進員	日額 7,030円以内	
	労働相談員	日額 13,000円以内	
	農政部	学生指導員	日額 7,030円以内
		家畜防疫指導員	日額 15,070円以内
		研究調査推進員	日額 7,930円以内
		畜産改良業務補助員	日額 8,620円以内
農業機械化研修補助員		日額 7,930円以内	
農業研修指導員		日額 7,930円以内	
農産物加工推進員		日額 8,170円以内	
農村生活研修指導員		日額 7,030円以内	
農大研修専門員		日額 11,490円以内	

	農大非常勤教授		日額 11,490円以内	
	病虫害防除員		日額 5,000円以内	
	保健指導員		日額 6,750円以内	
土木部	建設業審査事務専門員		日額 7,030円以内	
	公営住宅管理人		月額1,000円に管理戸数1戸につき100円を加算した額	
	宅地建物取引事務専門員		日額 8,900円以内	
	登記対策専門員		日額 10,450円以内	
	土木施設管理補助員		日額 7,030円以内	
	危機管理局	危機管理専門官		月額 375,000円以内
		国民保護協議会幹事		日額 4,950円以内
災害応急業務嘱託員			昼間勤務1回につき9,900円以内 夜間勤務1回につき17,260円以内	
消防学校舎監			月額 158,000円以内	
防災会議幹事			日額 4,950円以内	
防災研修センター管理員			日額 9,390円以内	
防災研修センター管理補助員			日額 8,330円以内	
出納局		政府調達苦情検討委員会委員	委員長	日額 20,000円以内
	委員		日額 17,000円以内	
県議会	議会図書専門員		日額 7,930円以内	
教育委員会	外国語指導助手		月額 380,000円以内	
	学芸指導員		日額 6,840円以内	
	学生寮寮監		月額 156,120円以内	
	鹿児島県立図書館館長		月額 300,000円以内	
	学校医		日額 20,800円以内	
	学校図書補助員		月額 164,510円以内	
	学校薬剤師		日額 15,800円以内	
	教育職員健康診断検査諮問委員		日額 9,900円以内	
	教員適性検査問題作成委員		日額 9,900円以内	
	教員免許事務補助員		日額 7,030円以内	
	教科用図書選定審議会専門調査員		日額 9,900円以内	
	高等学校入学者選抜学力検査問題作成委員		日額 9,900円以内	
	校務補助員		日額 6,840円以内	
	社会教育指導員		月額 133,770円以内	
	職員健康管理嘱託員		日額 7,930円以内	
	特別支援学校看護師		日額 8,910円以内	
	特別支援教育支援員		日額 7,030円以内	
	文化財調査員		日額 10,310円以内	
	文化財保護指導委員		月額 6,670円以内	
	保育支援員		日額 7,090円以内	
	臨床心理相談員		日額 9,020円以内	
	選挙管理委員会	選挙長		日額 10,700円以内
		選挙分会長		日額 10,700円以内
選挙立会人			日額 8,900円以内	
公安委員会	警察安全相談員		日額 7,930円以内	
	交通安全指導専門員		日額 9,140円以内	
	交通事務専門員		日額 7,030円以内	
	交通聴聞員		月額 199,900円以内	
	交番相談員		日額 7,030円以内	

	少年相談員	日額 7,030円以内	
	少年補導職員	月額 164,510円以内	
	スクールサポーター	日額 7,030円以内	
	捜査事務専門員	日額 7,030円以内	
	防犯活動専門員	日額 7,030円以内	
労働委員会	特別調整委員	日額 8,800円以内	
	あっせん員	日額 8,800円以内	
収用委員会	あっせん委員	日額 11,000円以内	
	仲裁委員	日額 11,000円以内	
各部・各種委員会共通	学芸専門員	月額 199,900円以内	
	教育相談員	月額 180,360円以内	
	研修専門員	月額180,360円以内又は日額9,060円以内	
	講師	大学教授級	1時間につき6,100円以内
		大学准教授級	1時間につき5,100円以内
		大学講師級	1時間につき4,600円以内
		その他	1時間につき3,400円以内
	参与	月額 100,000円以内	
	試験委員	日額 9,900円以内	
	試験監督員	日額 6,250円以内	
	職員相談員	月額180,360円以内又は日額9,060円以内	
	嘱託医	月額94,990円以内又は日額13,570円以内	
	生活指導員	月額141,220円以内又は日額7,090円以内	
	庁務補助員	日額 6,840円以内	
	非常勤看護師	日額 6,750円以内	
	非常勤警備員	勤務1回につき7,600円以内	
	非常勤嘱託員	日額 7,930円以内	
文書事務専門員	月額 156,120円以内		
法律顧問	月額 165,000円以内		
用地交渉員	日額 8,900円以内		
用地調査員	日額 7,500円以内		
前各項に定めのない 附属機関の構成員	附属機関の長	日額 11,200円以内	
	附属機関のその他の構成員	日額 9,900円以内	